

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)

当時学会員だった人が園におり、その人が中心になって折伏活動を行なった。岡山県など園外からも月に一回ほど折伏に来た。1961年ごろ、園内が騒然となって折伏するなという意見が相次いだ。学会員は当時40人ほどになっていた。1961年以降は折伏は停滞している。今現在は25~6人。外から来ていた人はこの病気を嫌うということにはなかったようだ。

園内に創価学会の会館はない。法事などは初七日と一周忌のみ勤める。亡くなった人が対象の宗教ではないので、あまり重要視はしていないという。生老病死を超えるのが目的。葬儀等は学会員の幹部の人が来て執行するようだ。

国賠訴訟については、光明園では原告になった人もいるが、この方はなっていない。学会員は4~5人が原告になったが、幹部はなっていない。国賠の話は個人的な話だという受けとめが学会員の中に存在している。学会としての謝罪声明などはない。

少ない情報からであるが、以上のことから、創価学会とハンセン病療養所の関わりについてまとめるなら、創価学会が教団を挙げてハンセン病隔離政策に連動するような取り組みに乗り出したことはない。また戦後においても、特にハンセン病患者であることを意識して折伏活動を行ったことも見受けられない。国の大きな動きに沿うのでもなく逆らうのでもなく、創価学会の信者獲得運動の一環として常に行なわれたことがうかがえる。たとえ、個人個人の中にハンセン病に対する偏見・差別が存在していたとしても、教団全体にそのような意志が働いていたと見ることはできない。創価学会は、隔離政策に対しては時間的にも隔離が完成しつつある1955年以降に療養所と関係を持ち始めたゆえか、隔離政策とは、教団の政策としては直結しない存在だとみることができる。

しかし、一方で、教団として隔離政策を、宗教的課題として意識してきた歴史も見出すことができない。隔離の事実、創価学会の活動においては、個人が置かれた立場ということを超えて意識されなかったということであろう。このことの持つ問題は、後述する、特に戦後のハンセン病療養所に入出入りする宗教者全体の課題として共有されるものである。

#### 5. 神道とハンセン病療養所

奄美・沖縄・宮古の3園を除いた10の国立療養所には神社が建立された。そのうち菊池・星塚の2園は取り壊されているが、他の8園は現存している。以下、神社建立の年代順に、その経過等を列記する。

愛生園の場合は長島神社という。その神霊鎮座式祭文によると光明皇后の仁慈を説きつつ、「博愛ノ精神益興リ救癩ノ事業愈進ミ以テ国民浄化ノ一日モ速ナラムコトヲ」と結ばれている。この祭文を書いたのは園長の光田健輔である。1935年の建立(『愛生』1935年、5巻3号)。

多磨全生園の場合は永代神社。1934年5月23日に臨時大祭を挙げる。宮内庁・大宮御所・内務省などの職員が参列している。開園当初より、礼拝堂に皇太神宮を奉祀していたが、入園者が園内に神社を建立することを希望し、寄付などを集め、また皇室の下付もあり完成した。設計及び工事は一切入園者の手によるもの。全生園という「村」に「尊き鎮守社」を設置し、「美はしき楽園」を築こうとしたことが記録からうかがえる。神輿なども寄付され、「お祭気分一杯」との記載がある(『山

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

桜』1934年、16巻6号）。

松丘保養園の場合は弥広神社。1938年に鎮座式が行なわれた。神社局・厚生省・内務省などの協力があり、皇太后御歌碑に並んで建立。

栗生楽泉園の場合は、栗生神社と鈴蘭神社のふたつがある。1939年4月13日、栗生神社・鈴蘭神社起工式修祓式が挙行、11月1日には栗生神社落成式が挙行され、栗生・鈴蘭両神社の鎮座祭が執行された（『風雪の紋』栗生楽泉園自治会編）。

大島青松園の場合は大島神社。1939年11月15日、大島神社地鎮祭が挙行され、奉仕作業で敷地が竣工、40年6月25日、大島神社落成の鎮座祭が挙行された（『閉ざされた島の昭和史』大島青松園自治会編）。

邑久光明園の場合は光明神社。1940年「光明園にも神社がほしいと、だれからともなく声が上がった」9月に地鎮祭、職員や入園者の奉仕で建築がはじまった。費用2900円、皇太后陛下の下賜金も使用された。天照大神と光明皇后の二柱の神が合祀されている。「神社が出来た事は入園者に何か言い知れぬ心の安らぎを与えた。以来、この松林の中の神社に詣でて、入園者は戦争の必勝を願い自らの病気全快を祈ったのである。」（『風と海のなか』邑久光明園自治会編）。

東北新生園の場合は新生神社。1941年9月25日に新生神社の鎮座祭が挙行された（『忘れられた地の群像 東北新生園入園者自治会四十年史』東北新生園入所者自治会編）。

菊池恵楓園の場合は恵楓神社。紀元2600年記念事業委員会が1939年12月に発足し、公園・国旗掲揚台とあわせて神社造営勤労奉仕のための「九療報国隊」が結成された。その後翌年の2月には恵楓神社鋤入式が挙行され、1941年11月に恵楓神社が建立された（『自治会五十年史』菊池恵楓園患者自治会編）。

星塚敬愛園の場合は敬愛神社。1943年12月に敬愛神社の地鎮祭が行なわれた。1945年2月に敬愛神社奉遷式を挙行（『名もなき星たちよ』星塚敬愛園入園者自治会編）。

最後に駿河療養所の場合は駿河神社。終戦後に結成された神社興隆の組織である全国敬神婦人連合会などが発起し、静岡県神社庁や伊勢神宮・三島大社などの協力により1958年に完成。翌年には駿河神社大祭が行なわれている。

なお、菊池恵楓園の恵楓神社や星塚敬愛園の敬愛神社などは、終戦後に連合国総司令部（GHQ）によって解体命令が出された影響で、敬愛神社は1946年10月に、恵楓神社は戦後2～3年後に解体されたという。なお、菊池恵楓園の恵楓神社は一旦は解体されたが、当時の地元・合志村が貰い受けて再建され、現在も場所を変えて現存している。

日本の国が戦争へと突き進む中、1935年ごろから神社建立の機運が盛り上がり、ほとんどの療養所では1945年までに次々と療養所内に神社が建立されている。神社本庁が神社建立に積極的に関わったためにこのような結果になったという記述はないが、紀元2600年という節目の年に当たり、要請などを受けて各地で神社建立への協力をしていることはうかがえる。療養所をひとつの村と見立てて、その村に神社を建立することを入所者自身も望んだという背景がある。同時に、軍国主義のひとつの象徴的建物として神社を建立し、それらの動きに神社本庁も協力していったという構造があることがうかがえる。いずれにせよ、隔離政策と無関係ということではなく、隔離政策の延長

上に隔離の象徴としての療養所に神社という存在があることは否めないであろう。

#### 三 隔離政策存続に宗教が果たした役割

##### 1. 絶対隔離政策と宗教教団の関わり

###### 1) 絶対隔離政策との連動

仏教系教団の事例から

上述「ハンセン病療養所と宗教教団の関わり」において、療養所における各宗教団体の起こりや、その性格、特徴などについてたずねてきた。そのことを受けて、それらが、隔離政策の存続にどのような影響を与えたのかということ、いくつかの視点から確かめていきたい。

まず、「ハンセン病絶対隔離政策」と宗教教団の取り組みとの関わり、つまり国策との連動という点から考えて行くこととする。この課題に対しても、極めて象徴的なものとしてまず注目せざるを得ないのが、真宗大谷派の事例である。

すでに見たように、真宗大谷派のハンセン病療養所との関わりは、国家からの要請を受けるところから始まり、その要請を教団として受け止め、教団の主体的取り組みとして始まった。

しかも大谷派教団の国家とのつながりはハンセン病問題に特化されたことではない。もっと裾野の広いところで、当時の政府が国家事業として推進する貧民救済事業そのものに対する教団としての呼応があった。大谷派におけるハンセン病問題への取り組みの背景を知る上で重要な事柄と思われるので、個別の教団の事象に立ち入りすぎる感はあるが、以下にその状況を確認しておく。

大谷派がハンセン病問題への取り組みを始めるにあたって、本多慧孝という布教師が大きな役割を担ったことは述べた。その本多がハンセン病問題への取り組みをもとに論陣を張った雑誌が「大谷派慈善協会」の機関誌『救済』である。

この「大谷派慈善協会」が、国家の貧民救済事業との連動のもとで1911年に創設された、大谷派における社会事業を担う外郭団体である。この大谷派における社会事業推進の趣意が、『救済』第1号に次のように述べられている。

今や聖上陛下は大御心を此に注がせ給ひ内帑を割きて無告の窮民を賑恤し給うあり。法主台下も亦深く聖旨を感佩し門末に諭するに慈恵救恤の事を以ってせらるる平常に仏心の大慈悲を談し身に国恩を感戴するもの誰か感奮せざるべけんや。 (『救済』第1編第1号)

ここで「内帑を割きて」とあるのは、「恩賜財団済生会」の設立につながる1911年2月の、明治天皇による「貧民済生に関する勅語」に基づく内帑金150万円の「下賜」をさす。天皇の名によって行われる国家事業としてその仁慈を国民に受容さす「思想善導」のなかで、貧民救済事業が展開されようとしていたのである。

このような国家の動きに大谷派教団として呼応したものが大谷派慈善協会の設立であり、その機関誌がハンセン病問題への取り組みの発信元となっていったのである。

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

そして、国策と連動する大谷派教団のあり方は時代の流れの中でますます顕著となる。国の貧民救済事業が、個人に対する救済事業から社会改良を求める事業にシフトしていくと、大谷派は今度は外郭団体としてではなく、宗務機構として 1921 年 2 月「社会課」を設置する。その理由を初代の社会課主任武内了温は、次のように述べている。

山内において社会課を設置する故は、時代の要求を察すること、住職の社会的存在の意義を充実せしめむとすること及びその宗教的存在の意義を完成せむとすることにあることを信ず。

（「社会課設置理由書」『部落問題学習資料集』真宗大谷派）

そうして、1930 年 11 月、「大谷派全国社会事業大会」において、

我国癩根絶を期する全国的運動の急務なるは一般に認むる所にして然も之に答ふるものなき現状に於ては我派従来との関係を省み現状を察し與派総動員以て之に當り癩に関する啓蒙根絶的施設促進、癩患者の救護家族の慰問等を完備するため大谷派光明会を起すこと。

（『真宗』1931 年 1 月号）

という決議がなされ、大谷派におけるハンセン病問題の新たな取り組みを担う「真宗大谷派光明会」が結成されていくことになる。

光明会設立の経過は、同会発行の『癩絶滅と大谷派光明会』という冊子の付録にも述べられているが、その中には、設立の決議をうけて本山としての具体化を検討していたときに、時の内務大臣安達謙蔵が東本願寺を訪れ、ハンセン病問題に対する宗派としての協力の要請があったことが記されている。

この光明会の相談役には、宗派外から、当時の財界の大物で「中央社会事業協会」の会長でもある「癩予防協会」会長渋澤栄一、宮内庁との関わりの強い白根松介、木下道雄、内務省から赤木朝治、高野六郎、そして光田健輔が就任している。国の絶対隔離政策推進の中心人物たちである。このように、大谷派光明会もまた、大谷派慈善協会同様、創立の時から国家の方針との強い結びつきの中にあるものであり、この顔ぶれは国家の側の宗教者への期待の強さを示すものでもあると言える。そして、

現に苦悩に悶へ悲痛に泣ける多数の同胞を救護し、之に慰安を与ふると共に、一方国民に対し癩そのものに関する正しき知識を普及し、以つて癩予防の方法を講じ、我が国より癩を根絶することは人道上からいふも、国民保健上からいふも、又文明国の対面上からいふも、極めて切要なることであらねばならない。（『癩絶滅と大谷派光明会』真宗大谷派光明会）

という趣旨のもと、大谷派光明会は発足、その後精力的に会員が療養所を訪問。「同情金」の募集なども行うが、むしろ物質支援より、「慰安教化」活動と教団内外に対する隔離政策徹底のための啓

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)

発活動に力を注ぐこととなる。

さらに、大谷派教団は、基本的に信徒がない沖縄の療養所まで布教師を派遣している。1939年、『真宗』誌に沖縄の療養所に赴任する僧侶を募集し、それに応じた高道正信という僧侶が、宮古療養所(現宮古南静園)に赴いている。この僧侶の活動については、現時点で十分な資料を見つけることができていないが、当時を知る入所者は、週に一度の「修身講話」を担当し、その内容は「宣撫工作」の様であったと証言している。また、それは園長の求めによるものであったようである。このことも、国家と宗教教団のつながりを浮き上がらす一つの事例と言えよう。

以上見てきたとおり、宗教教団として最も早く国立ハンセン病療養所における「慰安教化」活動を開始した真宗大谷派の活動はその宗教活動自体が、国家のハンセン病政策を民間レベルで補完していく役割をはっきりと担ったものであったのである。

そして、それは真宗大谷派における取り組みに限ったものではなく、身延深敬園の場合もやはりその設立、運営の中で明確な国策との連動が見て取れる。

綱脇龍妙が、深敬病院設立にあたって、その資金集めにはじめた「身延深敬病院十万一厘講の趣旨」には、

(略)身延深敬病院は斯の無告の者を収容れて暖い信仰の慰安と丁寧な治療の救済とを与へて、患者をして歓喜と光明との充滿しておる間に安心に余命を終わらせようとする佛事を行してをる所であります。而して兼ねては隔離消毒の方法を嚴重にして日本の国の体面を流してをる処の此の恐ろしき病を撲滅することの資助を行してをる処であります(略) (『深敬』第1号)

とあり、ここから、「癩予防二関スル件」公布以前に、それ以降の国家の進む路線と全く同一といってよい方向で、仏事の名のもと深敬園が歩みだそうとしていたことを知ることができる。

そのことは、綱脇が後にこの「一厘の功德」をめぐって、「さいわいこの「一厘の功德」は良い刺激になって、ライ予防法の制定にいくらかお役に立ったようです。」(『いのり』)と述べていることから明白である。また、

兎に角癩が日本の国家の体面を穢しておりヨーロッパ各国殊に英国、独逸、オランダ、ベルジウム、スイス、オーストリア、デンマーク等には全然ないのであります。ロシヤ、フランス、スペイン、ポルトガルには尚少しあるようですが、ヨーロッパに於ては大体絶滅しております。併るに日本では、二万、三万も、朝鮮、台湾を入れれば四、五万にもなるであります。国家の体面にも拘わり国防力の上から見ても影響する所が多大と思ひます。

(1938年5月、関西経済倶楽部における講演)

という文章も残している。ここではすでに患者に宗教的慰安を与えるという範囲を明らかに超えた、「国辱病の絶滅」、「国家の体面に拘わる」、さらには「国防力」とまで述べており、国策との連動する発想そのものと言わねばならない。